

# 社労士法人 岡事務所便り

## 協会けんぽの平均保険料率が34年ぶりに引下げで9.9%に

主に中小企業の従業員が加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）から、「2026（令和8）年度政府予算案を踏まえた収支見込みについて（概要）」が公表されました。

2026年3月分（4月納付分）から、医療分の平均保険料率は10.0%から9.9%に引き下げ、介護保険料率は1.59%から1.62%に引き上げ、新設の子ども・子育て支援金制度による支援金率は0.23%となります。

### ◆医療分

2026年度の協会けんぽの収支見込みについては、平均保険料率を上記のとおり設定した上で、政府予算案（診療報酬改定等）を踏まえて算出した結果、収入（総額）が12兆3,979億円、支出（総額）が11兆8,841億円と見込まれ、単年度収支差は5,137億円となることが見込まれています。

収入については、2025年度（決算見込み）から516億円増加する見込みです。増加する要因は、主に「保険料収入」について、平均保険料率を10.0%から9.9%に引き下げることによる減収要因がありますが、保険料を負担する被保険者の標準報酬月額の上昇により増加する見込みとなること等によるものです。

支出については、2025年度（決算見込み）から1,951億円増加する見込みです。増加する要因は、主に「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等によるものです。

### ◆介護分

2026年度の介護保険料率は、2025年度の介護保険料率1.59%よりも0.03%ポイント増加し、1.62%となります。増加する要因は、前年度末の剰余分（保険料率引下げに寄与）の見込み額が2025年度料率設定時より小さくなることによるものです。

### ◆子ども・子育て分



2026年4月から開始される子ども・子育て支援金制度による2026年度の支援金率については、国から示された「実務上一律の支援金率」を踏まえて0.23%となります。

【全国健康保険協会「2026（令和8）年度政府予算案を踏まえた収支見込みについて（概要）」】  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/gl/r8-1/26010501/>

## 子ども・子育て支援金の徴収が始まります

### ◆子ども・子育て支援金とは？

国の「こども未来戦略『加速化プラン』」で定められた子育て支援の拡充にかかる費用に充てるため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により創設されるものです。

高齢者を含むすべての世代の人が、公的医療保険の保険料とあわせて徴収され、会社員は令和8年4月分から徴収が始まります。

### ◆どのような支援に活用されるの？

2025年4月からの雇用保険の「出生後休業支援給付」「育児時短就業給付」は、子ども・子育て支援金を活用した子育て支援策として、既に実施されています。また、児童手当の拡充や親の就労の有無にかかわらず

保育園に通いやすくする「こども誰でも通園制度」の給付なども、同様です。

#### ◆負担額はどれくらい？

子ども家庭庁が12月26日に公表した年収別推計によれば、協会けんぽ・組合健保の被保険者一人当たりの月額負担は次のように示されています。ただし、社会保障の歳出改革等を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない、とされています。

- ・200万円：192円
- ・400万円：384円
- ・600万円：575円
- ・800万円：767円
- ・1,000万円：959円

#### ◆給与計算への影響は？

上記のとおり、会社員は令和8年5月に納付する令和8年4月分の保険料から徴収が始まりますので、あらかじめ従業員に周知しておくとういでしょう。

なお、育児期間中は医療保険料や厚生年金保険料と同様に、支援金も免除されます。

【こども家庭庁「子ども・子育て支援金制度について」】  
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodatechienkinseido>

【厚生労働省「令和6年雇用保険制度の改正内容について（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律）」】  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40723.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40723.html)

## 2月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

2日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

16日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]  
※なお、還付申告については2月14日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第4期> [郵便局または銀行]  
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

## ～当事務所よりひと言～

当事務所に、新人社労士が入所いたしました。

名前は、正岡 大典、年齢は37歳です。

2月1日に社労士登録をいたします。

皆様の温かい目で、しっかりと育て上げていただければ幸いです。

前職は、東京の社労士事務所に勤務していましたが、有資格者でありながら、社労士登録はしていませんでした。

今度は、縁あって山梨県の岡事務所で、社労士として新たな一歩を踏み出そうとしています。

出身が神奈川県厚木ですので、土地勘もなく、苦労すると思いますが、しっかりと道（社労士道を含む）教え込んでいきたいと思っています。

これで、岡事務所も社労士3人体制に戻りますので、より一層、皆様方へのサービスを心掛けてまいりたいと思っています。

12月に、1,052円の最低賃金が発効されていますので、社会保険の随時改定（月額変更）の対象者がいらっしゃる事業所もあると思います。

随時改定（月変）というのは、固定的賃金（基本給、時間給）の変更により、社会保険の標準報酬月額が2等級以上変更になった場合の、引き続く3カ月経過後の4月目にとる手続きになります。

12月に変更になっていれば、12月、1月、2月と経過した3月に手続きをとらなければなりません。

早め早めにチェックをしていただき、ご連絡をいただければ、お伺いいたします。

不安な場合も一声かけていただければ、月額変更の対象かどうかチェックいたしますので是非ご一報をお願いいたします。

標準報酬月額とは、保険料はもちろんのこと、各種給付金または、将来受給する年金にも大きく影響してまいりますので、くれぐれもご留意いただきたいと思っています。

再び3人体制に戻り、「3人寄れば文殊の知恵」、「3本の矢」ではありませんが、今年も精いっぱい頑張っておりますので、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。 岡